

2024 最終 京大本番レベル模試（理系）

採点基準

■現代文 採点の原則

- ① 全ての答案について各要素単独採点とするが、答案が全く日本語の文（章）の体をなしていないと判断される場合は、要素の有無に関係なく0点とする。
- ② 得点箇所の漢字の誤り、送り仮名の誤り、句点の欠落等については、一つごとに1点減点する。尚、同一の誤字、送り仮名の誤りの繰り返しについては、1点だけの減点でよい。
- ③ 部分点としての要素はあっても、文全体として内容が変わるような場合は得点できない。

□ 現代文 40点

問一 8点

■形式上の不備

- ・文末表現は要素E参照

■模範解答例 ※各要素同意表現可。

A〇2点

B〇2点

C〇2点

筆者の研究所でレッスンを受けているうちに、感情のようなもの表出が拡大してきて、少女の内から自分

D〇2点

でも気づいていなかった自分というものが現れてきたから。（8点）

◎採点のポイント

A 「筆者の研究所でレッスンを受けているうちに」（2点）

○ ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。

○ 「他者との交流を通して」などの表現でも可。

△説明が曖昧であると判断される場合は1点。

B 「感情のようなもの表出が拡大してきて」（2点）

○ ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。

△説明が曖昧であると判断される場合は1点。

C 「少女の内から自分でも気づいていなかった」（2点）

○ 「少女の内から」はなくても可。ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。

△説明が曖昧であると判断される場合は1点。

D 「自分というものが現れてきた」（2点）

○ ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。

△説明が曖昧であると判断される場合は1点。

E 「…から・ため・ので」といった文末表現が原則。

▲理由説明答案の文末表現として不適切であると判断される場合はマイナス1点。

問二点

■形式上の不備

・文末表現は要素F参照

■模範解答例 ※各要素同意表現可。

A〇1点

B〇2点

C〇2点

夢中になって体を動かしたり、長いせりふを読んでみたりすることな、自分の内部に動いている、今まで気

D〇2点

E〇3点

づかずにいた自分そのものに気づき、そのような自分を他者に何とかして伝え理解して、もうおもうと思いは始

める地点。(10点)

◎採点のポイント

A「夢中になって体を動かしたり、長いせりふを読んでみたりすること」(1点)

○ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。

○「何かをきっかけにして」等、一般化して表現しているものも可。

B「自分の内部に動いている」(2点)

○ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。

△説明が曖昧であると判断される場合は1点。

C「今まで気づかずにいた」(2点)

○ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。

△説明が曖昧であると判断される場合は1点。

D「自分そのものに気づき」(2点)

○ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。

△説明が曖昧であると判断される場合は1点。

E「そのような自分を他者に何とかして伝え理解してもらおうと思いは始める」(3点)

○「そのような自分を」はなくても可。

○「伝え」「理解してもらおう」はいずれか一つがあれば可。

○ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。

△「思いは始める」に相当する説明を欠く場合は2点。

△説明が曖昧であると判断される場合は1点。

F「:」地点」という文末表現が原則。「地点」について説明した答案の文末表現として妥当であると判断できれば可。

▲適切と判断される場合は1点減点。

■形式上の不備

- ・文末表現は要素F参照

■模範解答例 ※各要素同意表現可。

A○1点

B○1点

C○2点

D○2点

自分の中に動いているものを明確に自覚したのに、それが他者にうまく伝わらない時に、他者が理解し得る

E○2点

適切な言葉、その組み合わせや発声を探り始めること。

A 「自分の中に動いているものを」 (1点)

○ ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。

B 「明確に自覚したのに」 (1点)

○ ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。

○ 「表出したのに」等でも可。

C 「それが他者にうまく伝わらない時に」 (2点)

○ ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。

△説明が曖昧であると判断される場合は1点。

D 「他者が理解しうる」 (2点)

○ ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。

△説明が曖昧であると判断される場合は1点。

E 「適切な言葉、その組み合わせや発声を探り始める」 (2点)

○ ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。

△説明が曖昧であると判断される場合は1点。

F 文末表現は「…こと」という形が原則。

▲不適切であると判断される場合は1点減点。

問四 14点

■形式上の不備

・文末表現は要素H参照

■模範解答例 ※各要素同意表現可。

A○3点

B○2点

学校生活や学校の機能を活性化させるための刺激物などではなく、それによって人が人間になる過程として

C○2点

D○2点

人間にとって最も根源的なものであり、生き生きとした全身的な働きとしての 子供の想像力を喚起するた

F○1点

G○2点

めの一つの入口であって、科目の境界を越えた あらゆる学習の土台となるもの。

◎採点のポイント

A 「学校生活や学校の機能を活性化させるための刺激物などではなく」 (3点)

○ ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。

△ 「活性化させる」に相当する説明を欠く場合は2点・

△ 説明が曖昧であると判断される場合は1点。

B 「それによって人が人間になる過程として」 (2点)

○ 「人間になる」とは「他者と関係を確立する」という意味である。ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。

△ 説明が曖昧であると判断される場合は1点。

C 「人間にとって最も根源的なものであり」 (2点)

○ ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。

△ 説明が曖昧であると判断される場合は1点。

D 「生き生きとした全身的な働きとしての」 (2点)

○ ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。

△ 説明が曖昧であると判断される場合は1点。

E 「子供の想像力を喚起するための一つの入口であって」 (2点)

○ ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。

○ 「子供の想像力を喚起する」の要素があればよい。「一つの入口であって」の要素の有無は不問。

△ 説明が曖昧であると判断される場合は1点。

F 「科目の境界を越えた」 (1点)

○ ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。

G 「あらゆる学習の土台となるもの」 (2点)

○ ほぼ同内容の説明がなされていると判断できれば可。

△ 説明が曖昧であると判断される場合は1点。

H 文末表現は「…もの」という形が原則。「表現活動」について説明した答案の文末表現として不

適切であると判断される場合は1点減点。

問一 9点

- 形式上の不備
- ・文末表現…不問

■模範解答 ※各要素同意表現可。

B〇4点

A〇1点

頼りにするのならば大きな勢力のあるものを選ぶのが得策であるなどと言って、いろいろな権威に依存して、

C〇4点

ありのままの事実から目を背け安閑としていられるような状況。

◎採点のポイント

A 「頼りにするのならば大きな勢力のあるものを選ぶのが得策であるなどと言って」(1点)

○ 「頼る相手を選ぶならば力のある者がよいなどと考えている(＝「寄らば大樹の陰」の意味の説明)」「ことこの説明ができていること。」

○ 辞書の正確な意味を踏まえているものであれば、表現の違いは許容。

B 「いろいろな権威に依存して」(4点)

○ 「いろいろな権威に依存している」ことの説明ができていること。

○ 同内容とわかれば表現の違いは広く許容する。「無意識のうちに何かに頼って生きていた」などの表現でも可。

C 「ありのままの事実から目を背け安閑としていられるような状況」(4点)

○ 「ありのままの事実から目を背けている」ことの説明ができていること。

○ 「自分では何もしないで呑気に生きている」「期待感に惑わされている」「絶望や希望を捨てきれない」などの表現でも可。

問二 9点

■形式上の不備

- ・文末表現…不問
- ・句点の扱い…不問

■模範解答 ※各要素同意表現可。

A〇3点

かつて日本が植民地支配をしていた平壤を美しい街として懐古するのは、被支配者であった現地民の苦しみを

B〇2点

C〇3点

顧みない、支配者としての思い上がりからくる浅はかな心の動きにすぎないという点。

◎採点のポイント

A 「かつて日本が植民地支配をしていた平壤を美しい街として懐古するのは」(3点)

- 「平壤を美しい街として思い出す」ことの説明ができていないこと。
- 「植民地の景観を美しいものと評する」などの表現でも可。

B 「被支配者であった現地民の苦しみを顧みない」(3点)

- 「(それは) 被支配者であった現地民の気持ちを無視したものである」ことの説明ができていないこと。
- 同内容とわかれば表現の違いは広く許容する。「価値あるもの」などの表現でも可。
- ※単に自らの立場を「植民地支配者」とだけしたものは不可。

C 「支配者としての思い上がりからくる浅はかな心の動きにすぎない」ということ(3点)

- 「植民地支配者という権威の一員としての思い上がりからくる単に昔を懐かしんでさびしくなっているだけの浅はかな心の動きでしかない」ことの説明ができていないこと。
- ▲単に「思いあがり」とだけしており、「浅はかな心の動き」・「さびしみ」(感傷の言い換え)を意味する表現を欠いているものは1点減点。

問三 12点

■形式上の不備

- ・文末表現…不問
- ・句点の扱い…不問

■模範解答 ※各要素同意表現可。

A○4点

期待感にとらわれず現実を見据えることにより、 国家は国家のためにあるのであって国民のために存在する

B○4点

C○4点

のではないという認識を持ち、 国家との主体的な関係を築かねばならない段階にきているから。

■採点方法…単独採点

A 「期待感にとらわれず現実を見据えること」によって (4点)

- 「期待感にとらわれることなく現実を見据える」ことの説明ができていること。
- 「権威への依存心を捨て去る」・「何かに頼る気持ちを捨てる」などの表現でも可。

B 「国家は国家のためにあるのであって国民のために存在するのではないという認識を持ち」 (4点)

- 「(そうすると)権威的存在は自分たちのために存在しているのではないことがわかる」ことの説明ができていないこと。
- 「既存の価値観とは異なったものが見えてくる」などの表現でも可。
- 同内容とわかれば表現の違いは可。

C 「国家との主体的な関係を築かねばならない段階にきているから」 (4点)

- 「それに対する心の準備をすることではじめて)権威的な存在との主体的な関係を築くことができるようになる」ことの説明ができていないこと。
 - 「権威に依存しない主体的な生き方が可能になる」などの説明でも可。
 - 同内容とわかれば表現の違いは広く許容する。「自身の判断や意志で生きねばならない段階にきている」などの表現でも可。
- ▲単に「権威に依存しない生き方」とだけしており、「主体性」を意味する表現を欠いているものは2点減点。

※内容説明の設問では、末尾の句点がないものは1点減点。ただし、現代語訳の設問では、文末の句読点は不問。

問一 (10点)

※筆者益軒が、傍線部(1)「人の褒め誇りを聞くことよく察すべし」のように主張する理由をわかりやすく説明する。

(解答例)

A〇2点

B〇2点

他人の毀誉褒貶を言う人は、知性がなくて善悪・是非の本質を理解しておらず、その上、公正さを欠いた好悪

C〇2点

D〇2点

E〇2点

の感情が強く、善悪・是非の評価は混乱している。他者の判断をも惑わす。よって、このような人の言説を

信ずると甚大な被害を被ると推論できるから。(10点)

■採点のポイント

○各配点部分の中の、加点要素が揃っていれば、それぞれの配点を加点する。

○加点要素が答案の中に表記されており各配点部分の中で構成要素として機能していれば、重複して記述されていなくてもよい。

▲理由説明の問題なので、文末は「…から。／…ため。／…という理由。」等の表現となる。なっていないものは減点1点。

■各加点要素の加点の条件

A「他人の毀誉褒貶を言う人は、知性がなくて善悪・是非の本質を理解しておらず」(2点)

※以下の3点に分けて採点。

①「他人の毀誉褒貶を言う人」(1点)

※「褒むる人、誇る人」の解釈

○「他人の毀誉褒貶を言う人」「他人の評価を口にする人」「他人のことを云々する人」「他人についてとやかく言う人」等の表現になっていれば○

②「知性がなくて善悪・是非の本質を理解しておらず」(1点)

※「智なくして、人の善悪とことのは是非を知らず」の解釈

○「知性がなくて善悪・是非の本質を理解していない」「知性がなくて善人と悪人の区別・事態の好悪を判断できない」等の表現になっていれば○。

B「公正さを欠いた好悪の感情が強く」(2点)

※「私ありて、我が気に合へるを褒め、気に合はざるを謗れば」の解釈

○「公正さを欠いた好悪の感情が強い」「自分の好き嫌いで他人を判断する」等の表現になっていれば○。

C「善悪・是非の評価は混乱して」(2点)

※「誤りて、是を非とし、非を是とし、咎なき人を恨み、善人を遠ざけ、悪人を近づくれば」の解釈

○「善悪・是非の評価は混乱している」「その善悪の評価は誤っている」「正しく善悪を判断できない」等の表現になっていれば○。

D 「他者の判断をも惑わす」(2点)

- ※「善悪乱れて、人を迷はす」の解釈。
 ○「他者の判断をも惑わす」「他者の判断をも惑わすその他の人をも迷わす」「第三者の判断をも狂わす」等の表現になつていれればよい。

E 「このような人の言説を信ずると甚大な被害を被ると推論できるから」(2点)

- ※「これを信ずれば、…その禍ひ甚だし」の解釈。
 ○「このような人(の言説)を信ずると甚大な被害を被ると推論できるから。」「このような人(の言うこと)を信ずると大きな災いを被ると推論できるから。」等の表現になつていれればよい。

問二 (10点)

- ※「思ふこといはでただにややみぬべき我にひとしき人しなければ」の歌を本文の内容を踏まえ、適宜言葉を補って現代語訳する。

(解答例)

A ○2点

B ○5点

C ○3点

(私は) 感じてゐることを誰にも話さないで、何も言わずにこのまま終わりにしてしまおうか。自分の感情を逡巡なく口に出せるほど、親愛・思慕する他者など存在しないのだから。(10点)

■採点のポイント

- 和歌の解釈なので、敬語表現を加えても可とする。

■各加点要素の加点の条件

A 「感じてゐることを誰にも話さないで」(2点)

- ※「思ふこといはで」の解釈
 ○「(私は) 感じてゐることを誰にも話さないで」「(私は) 思つてゐることを人に話さないで」等の表現になつていれればよい。
 ○ここでは主体が一人称「私」となるのは自明なので、なくとも減点はしない。

B 「何も言わずにこのまま終わりにしてしまおうか」(5点)

※次の①②に分けて採点する

①「何も言わずに」(2点)

- ※「ただに」の解釈
 ○「何も言わずに」「何もしないで」等の表現になつていれればよい。

②「このまま終わりにしてしまおうか」(3点)

- ※「…や—やみ—ぬ—んき」の解釈
 ○「このまま終わりにしてしまおうか。」「このままにしておうか。」「終わりにしてしまおうか。」「等の表現になつていれればよい。

○動詞「やむ」は、「このままにする／このままで終わる」等の表現であれば可とする。

○この係助詞「や」は疑い・逡巡の意味「…ようか／…ようかしら」等の表現。

▲ないものは減点1点。

○この助動詞「ぬ」は、完了「てしまう」でも強意・確述「きつと／まさに」でも可とする。

▲ないものは減点1点。

○この助動詞「べし」は、意志「…しよう／…しよう」等の意味となる。

▲ないものは減点1点。

※減点3点以上にはならない

C 「自分の感情を逡巡なく口に出せるほど親愛・思慕する他者など存在しないのだから。」(3点)

※「我にひとしき人しなければ」の解釈

※次の①②に分けて採点する

①「自分の感情を逡巡なく口に出せるほど親愛・思慕する他者」(2点)

※「我にひとしき人」の解釈

○「自分と同じ感性を持っている他者」「自分と同じように私のことを親しく思っている人」「自分と同じように私を慕う人」「(自分の感情を逡巡なく口に出せるほど)私を同様に親愛・思慕する他者」等の表現なっていればよい。

※この「我にひとしき人」は「あひ親しみ(たる人)」「あひ慕ふ(人)」「心の合へる人」と同義。

②「存在しないのだから」(1点)

※「…し—なければ」の解釈

○「…いないので。／…存在しないから。」等の表現になっていればよい。

○副助詞「し」は訳す必要はない。「など」等文脈に沿う助詞ならば可とする。

○現代語訳の問題なので、句読点の有無は問わない。

問三 (10点)

※「人の我を知らざるを恨むべからず」とはどういうことか、わかりやすく説明する。

A〇3点

B〇3点

C〇4点

この世に全く同じ感性を持つ人は滅多におらず、他人のことを理解するのは非常に困難であるから、他人に対して
しても自分のことを理解してくれないなど不満に思ってはならないこと。

■採点のポイント

○各配点部分の中の、それぞれ加点点要素が揃っていれば、それぞれの配点を加点する。

○加点点要素が答案の中に表記されており、各配点部分の中で構成要素として機能していれば、重複して記述されていなくてもよい。

○解答例と同内容となっていれば、別の表現でも構わない。

▲文末に「…(という)こと。」等がないものは▲1点減点(句点必要)。

■各加点要素の加点の条件

A 「この世に全く同じ感性を持つ人は滅多におらず」(3点)

※ 「同心の人稀なり」の解釈

○ 「(この世に) 全く同じ感性を持つ人は滅多にいない」「自分と同じ心理を急有する他者など存在しない」「自分と同じ心の働きをする人などいない」等の表現になっていれば○。

B 「他人のことを理解するのは非常に困難である」(3点)

※ 「人を知ること至りてかたし」の解釈

○ 「他人のことを理解するのは非常に困難である」等の表現になっていればよい。

C 「他人に対しても自分のことを理解してくれないなどと不満に思ってはならないということ」(4点)

※ 「人の我を知らざるを恨むべからず」の解釈。

○ 「他人に(対しても) 自分のことを理解してくれないなどと不満に思ってはならないということ。」「他者が自分を理解していないなどと恨みに思ってはならないということ。」「等の表現であれば○。

○ この「べからず」は禁止の表現(…してはならない／…するな／…しない方がよい)